

記入例

住宅用家屋証明申請書

- 個人が新築した住宅は (a)又は、該当する場合は(c)又は(e)に○
- 建売住宅・マンションは(b)又は、該当する場合は(d)又は(f)に○

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

個人が取得した、建築後使用されたことのある中古住宅

- 特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したものは、(a)に○
- 上記(a)以外は、(b)に○

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

申請日

令和 ● 年 ● 月 ● 日

大井町長様

大税証第 号

申請者	住所	足柄上郡大井町金子●●番地●		
	氏名	大井 太郎		
家屋の所在地	足柄上墳大井町金子字○○●●番地●	家屋番号	●●番●	
建築年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	取得年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	
取得の原因	(1) 売買 (2) 競落			
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定			
床面積	(登記簿に同じ)			
構造	(登記簿に同じ)			
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅			
工事費用の総額	(ロ) (a) の場合のみ総額を記入 工事に要した費用の総額が、当該家屋の売買価格の100分の20に相当する金額 (当該工事の総額が300万円を超える場合には300万円) 以上であること			
売買価格	(ロ) (a) の場合のみ売買価格を記入 概要は同上			
証明書の用途	(1) 保存登記又は移転登記 (2) 抵当権の設定登記			

登記簿に同じ (字、番地省略不可)

住民票に同じ (字、番地省略不可)

住民票に同じ

登記簿に同じ

登記で居宅のもの
住民票・申立書等で確認し、どちらかに○

移転登記のみ記入
どちらかに○

登記簿に同じ
※ (イ) a,c 新築 (1年以内の日付)
※ (ロ) (a),(b)取得の日以前20年以内の日付
それ以外には必要な書類*6を確認
(a)新築された日から起算して10年経過
※ 上記以外記入不要

区分建物のみ記入
(1) 構造、確認済証、検査済証等で確認
(2) 国土交通大臣が交付した認定書で確認
どちらかに○

売買契約書等記載の取得日付
(競落の場合、代金納期限通知書の通知日)
※ (イ) (b),(d),(f)
※ (ロ) (a),(b)
※ 上記以外記入不要

証明書用途により
どちらかに○

記入例

住宅用家屋証明書

申請書と同じ箇所に○

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの

- (イ) (a)(c)(e) 登記建築年月日と (ハ) に○
- (イ) (b)(d)(f)・(ロ) (a)(b) 取得年月日と (ニ) に○

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

令和 年 月 日 { (ハ) 新築 (ニ) 取得 }

申請書記載に同じ

の規定に該当するものである旨を証明します。

申請者	住所		
	氏名		
家屋の所在地	足柄上郡大井町	家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落		

令和 年 月 日

大税証第 号

神奈川県足柄上郡大井町長 小田 眞一

※証明の料金は1,300円です。